



2020年5月25日

各 位

会 社 名：株式会社ベネッセホールディングス
代表者名：代表取締役社長 安達 保
(コード番号：9783 東証第一部)
問合せ先：経営管理本部長 増本 勝彦
(TEL：042-357-3656)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2020年6月開催予定の第66期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

取締役会の運営について、当社取締役の構成に応じた柔軟な対応を可能とするため、定款第21条（取締役会の招集者および議長）について所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分です。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長</u>が招集し、議長となる。</p> <p>2. 前項の招集は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までにその通知を発するものとする。ただし、緊急の必要あるときはその期間を短縮し、また取締役および監査役全員の同意あるときは、招集手続きを経ずに取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、議長となる。当該取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>2. 前項の招集は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までにその通知を発するものとする。ただし、緊急の必要あるときはその期間を短縮し、また取締役および監査役全員の同意あるときは、招集手続きを経ずに取締役会を開催することができる。</p>

3. <u>取締役会長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が招集し、議長となる。</u>	(削除)
----------------------------------------------------------------	------

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 2020年6月27日（土曜日）

定款変更の効力発生日 2020年6月27日（土曜日）

以 上